

第4章 重点プロジェクト

市民、事業者、行政の協働により、本計画を推進・実行する重要な取組として、「重点プロジェクト」を掲げています。

「重点プロジェクト」は、第1次計画において取り組んできたプロジェクトを継承しつつ、①社会情勢の変化に応じた新たな視点を追加、②重複事業の統合により実効性を高める、③良好で持続可能な取組を継承、④積極的な事業連携の推進 の考え方により、整理したものです。

表 4.1.1 プロジェクト一覧

分野	プロジェクト名称	第1次計画での名称
生活環境	① 健康で快適な暮らしを守るプロジェクト	・事業所環境保全取り組み向上プロジェクト
	② きれいなまちを守るプロジェクト	・なし（新規プロジェクト）
	③ まちなかの緑づくりプロジェクト	・まちなかの緑ボリュームアップ大作戦 ・河畔林の再生 ・鎮守の森再生
循環型社会 ・ 低炭素社会	④ ごみの資源化プロジェクト	・天ぷら油を捨てずにエネルギー（BDF）化しよう ・お得で楽しいリユースステーションをつくろう
	⑤ ごみ減量プロジェクト	・ごみを出さない売り方・買い方が広がるまち ・生ごみ資源化システムづくり
	⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト	・一人ひとりが自動車社会を見直す「エコドライブ活動」 ・バス利用大作戦 ・自動車を利用しなくても、安心安全安価でクリーンな市内移動が楽しめる交通体系整備
自然環境	⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト	・「おらが川」人が親しめるきれいな川づくり
	⑧ 里山を守り育てるプロジェクト	・野洲の里山の自然に触れよう、知ろう ・野洲の自然を次世代につなぐ「自然案内人」を増やそう ・山の木を活用し、市民の手で野洲の山を守ろう ・三上山をはじめとする、野洲ならではの景観を守り育てよう
	⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト	・葦地帯をみんなで増やそう ・琵琶湖を身近なものにしよう ・内湖の復活で琵琶湖を守ろう
	⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト	・環境保全型農業推進計画
環境学習 ・市民活動	⑪ みんなで環境学習プロジェクト	・みんなで進める環境学習 ・「環境共育支援ネットやす」の設立と運営 ・きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト
	⑫ 環境活動支援プロジェクト	・「こんなエコな店あるよ！」ガイドブック作成事業 ・「環境共育支援ネットやす」の設立と運営 ・きらりと光る野洲の自然、まち、人応援プロジェクト

4.1 基本目標1 生活環境関連の重点プロジェクト

① 健康で快適なくらしを守るプロジェクト

<p>方針</p>	<p>大気環境・水環境の保全 生活環境の保全</p>
<p>具体的な取組</p>	<p>■大気・水質の把握と情報発信 市民生活の安全性に直結する大気環境や水環境について、最新の調査データや有益な環境情報などを、迅速かつ積極的に提供していきます。</p> <p>○大気、水質、騒音、振動などについて、継続的に環境測定や調査（モニタリング）を行い、その結果を公表します。</p> <p>○光化学スモッグやPM2.5などの健康への影響が懸念される情報を収集・発信します。</p> <p>■事業所における環境配慮の取組の拡大 事業所からの有害物質等の排出抑制と環境保全の取組、地域環境の保全を推進するため、自主的な情報共有化の取組として、環境保全協定や事前確認等を推進します。</p> <p>○工場周辺の生活環境を守るため、環境保全協定の推進を図ります。</p> <p>○事業所向けに環境保全に係る関連法令や管理技術の情報発信（環境メールマガジン）や環境研修会の開催などについて取り組みます。</p> <div data-bbox="443 1160 863 1429" data-label="Image"> </div> <p>事業所向け環境研修会</p>
<p>【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車は低排出ガス車、低燃費車を選択。 ・できるだけ公共交通や自転車を利用する。 ・自動車を運転する時はエコドライブを心がける。 ・野焼きをしない。 ・油や食べかすなどを水路や川に流さない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水基準、大気汚染物質の排出基準、騒音の規制基準を守る。 ・低騒音型、低排出ガス型の機械を使用する。 ・有害物質、油類が漏えいしないよう適正に管理する。 ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 ・物流を集約化、共同化し、トラックを効率的に使用する。 ・環境マネジメントシステムを導入する。

② きれいなまちを守るプロジェクト

方針	環境美化の推進
具体的な取組	<p>■不法投棄対策 不法投棄をなくすため、不法投棄監視員の設置、クリーンパトロールを継続して行います。</p> <p>○不法投棄の監視、パトロールを行うと共に、散在性のごみや放置自転車などが出ないよう啓発に取り組みます。</p> <p>■美化活動の推進 自治会、事業所、市民団体等の清掃活動を支援します。</p> <p>○自治会や市民団体の自主的な美化活動や、ごみゼロ大作戦・県下一斉清掃などの美化活動に取り組みます。</p> <p>○市民や事業所によるボランティア清掃活動を支援し、まちの美観の維持・向上に取り組みます。</p> <div data-bbox="427 1032 860 1357" style="text-align: center;">  <p>ごみゼロ大作戦</p> </div>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃活動などに参加する。 ・決まった日時以外にごみを出したりごみを放置したりしない。 ・他人のポイ捨てを誘発しないよう、地区内のごみを撤去し、きれいに保つ。 ・自転車やバイクを路上に違法に放置しない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の清掃活動などに参加する。 ・他人のポイ捨てを誘発しないよう、ごみの集積場所等の管理を徹底する。 ・従業員や来店客の自転車等が路上に違法に放置されないように配慮する。

③ まちなかの緑づくりプロジェクト

方針	まちなかの緑化
具体的な取組	<p>■緑の保全と創造</p> <p>民有地、公園、河川等において、市民、事業所、市民団体の緑化活動を推進します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">○住宅や事業所の敷地内に一定の緑地を設け、都市部の緑化を図ります。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 2px;">○市民の憩いの場となる公園にある樹木等を、良好な状態で維持します。</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">○野洲川河辺の森林を保全し、市民による森づくりを支援します。</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>野洲川自然林（河辺林）観察会</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>樹木の管理と剪定に関する講習会</p> </div> </div>
【参考】市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家の周りや身近な場所で緑を育てる。 ・街路樹の手入れや花づくり、公園の下草刈りなど、身近な緑を管理する活動に参加する。 ・市民による森づくり活動などに参加する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地に植栽を行い、適切に管理する。 ・敷地の除草や清掃を行う。 ・開発行為や事業所の新設などの際は、「野洲市生活環境を守り育てる条例」に規定された植栽率の基準に基づき緑化を行う。 ・市民による森づくり活動などに参加する。

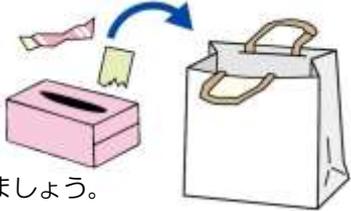
4.2 基本目標2 循環型・低炭素社会関連の重点プロジェクト

④ ごみの資源化プロジェクト

方針	3Rの促進
----	-------

具体的な取組	<p>■再使用の啓発</p> <p>使用済みになっても、もう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用（リユース）するよう啓発します。</p> <p>○リユースの啓発と推進を図ります。</p> <p>○ごみ分別の目的を明確にし、資源化の向上に取り組めます。</p> <p>■ごみの資源化の促進</p> <p>分別回収されたごみを資源として最大限活用します。</p> <p>○小型家電の回収による資源化の啓発及び推進を図ります。</p> <p>○廃食油を回収し、再生した製品を使用することでリサイクルに取り組めます。</p> <p>○可燃ごみに混入している「雑がみ」の資源化を推進します。</p> <div style="text-align: center;">  <p>リユース譲渡会</p> </div>
--------	---

関連計画	野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
------	--------------------

【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・壊れたものは修理して使う、不用になったものでも再使用するなど、ごみとにならないよう心がける。 ・缶、びん、ペットボトル、古紙（雑紙）など資源として活用できるものは適正に分別し、排出する。 ・使用済みてんぷら油の回収に協力する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食品残さや家畜糞尿を堆肥化・飼料化し、利用する。 ・店舗では、資源となるパックやトレイ容器の店頭回収に努める。 ・修理しやすい製品、繰り返し使える製品、リサイクルしやすい製品を開発・販売する。 <div style="text-align: center;">  <p>雑がみも分別しましょう。</p> </div>
------------------------	--

⑤ ごみ減量プロジェクト

方針	廃棄物の適正処理
具体的な取組	<p>■適正処理の推進 事業所からの廃棄物の適正処理を進めます。</p> <p>○事業所から排出される事業系一般廃棄物の減量や適正な処理に取り組みます。</p> <p>■ごみの減量化推進 ごみの減量のため、購入から再資源化までのさまざまな場面でごみを抑制する啓発を推進します。</p> <p>○グリーン購入の啓発を図り、環境負荷軽減に配慮した商品を購入します。</p> <p>○ごみ分別の目的を明確にし、ごみ減量化に取り組みます。</p> <p>○生ごみ処理の減量に向けた啓発と支援を行います。</p>  <p>マイバッグ持参の呼びかけ</p>
関連計画	野洲市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包装が簡易な商品、容器が再使用できる商品、リサイクル商品を選ぶように心がける。 ・マイバッグを持参しレジ袋の使用を減らす。 ・食べきれぬ量だけ買うなど、計画的に買い物をする。 ・生ごみ処理機やコンポスト容器などで生ごみを堆肥化する。 ・むやみにごみを増やさないライフスタイルについて家族で話し合う。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物、一般廃棄物を正しく分け、マニフェストを正しく運用する。 ・グリーン購入に務める。 ・無駄な印刷を抑制し、OA用紙の使用量を減らす。 ・一人ひとりの消費者に応じた量を提供できるよう、店舗では少量パックや量り売りを導入し、飲食店では食べ残しのないメニューの工夫をする。 ・梱包の簡略化、再使用などの工夫をする。 ・再生資源を用いた製品を開発・販売する。 ・消費者が環境に配慮した製品を選べるよう、原材料や産地などの環境情報の表示をする。

⑥ 地球温暖化対策推進プロジェクト

方針	地球温暖化への対策
具体的な取組	<p>■交通対策によるCO₂削減</p> <p>公共交通の利便性を向上するとともに、渋滞を緩和することで、自動車からのCO₂の排出削減を推進します。</p> <p>○慢性化した道路渋滞を解消するため、国道8号バイパスの早期実現に向けて国・県と共に取り組めます。</p> <p>○市内循環バス（おのりやす）の利便性向上に取り組めます。</p> <p>■省エネルギーの推進</p> <p>ライフスタイルの見直し、エコドライブの推進により、省エネルギー化を推進します。</p> <p>○身近に取り組める節電や省エネ推進の啓発を行います。</p> <p>○エコドライブの啓発により、CO₂排出削減に取り組めます。</p> <p>■未利用エネルギーの活用</p> <p>これまで使われていなかった熱エネルギーの利用を進めます。</p> <p>○クリーンセンターのサーマルリサイクルによる余熱を有効利用します。</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給湯器や家電を買い換えるときは、省エネ性能の高い製品を選ぶ。 ・住宅の新築・改修時には、窓や壁の断熱性を高めたり太陽光発電システムを導入したりするなど、省エネ性能の高い建物にする。 ・人のいない部屋の照明・エアコンを切る。 ・給湯やエアコンの温度を適切に設定するとともに使用時間を減らす。 ・環境家計簿などをつけ、エネルギーの使用量を見える化する。 ・自動車は低排出ガス車、低燃費車を選ぶ。 ・自動車の使用をできるだけ控え、公共交通や自転車を利用する。 ・自動車を運転する時はエコドライブを心がける。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コージェネレーションシステム、ヒートポンプ等の高効率なエネルギーシステムを導入する。 ・太陽光発電等の再生可能エネルギーを導入する。 ・高効率な照明、電気機器等を導入する。 ・照明や電気機器の使用時間の管理、電源オフを徹底する。 ・エネルギー使用量を見える化する。 ・エネルギーマネジメントシステム（BEMS、FEMS等）を導入する。 ・省エネ研修・教育を実施する。

4.3 基本目標3 自然環境関連の重点プロジェクト

⑦ みんなが親しむきれいな川づくりプロジェクト

<p>方針</p>	<p>河川の保全 生物多様性の維持・向上</p>
<p>具体的な 取組</p>	<p>■水環境・川の生きものの生息環境の保全 川の再生・保全を図り、人が安心して水と触れ合える環境づくりと在来生物が生息できる場所づくりを進めます。</p> <p>○琵琶湖固有種のピワマスが生息できる環境づくりを推進し、河川環境の保全に取り組みます。</p> <p>○生きもの観察会やエコ遊覧等を通じて、河川環境を知る機会を提供します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>家棟川エコ遊覧自然体験学習</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>家棟川水系生態調査</p> </div> </div>
<p>【参考】 市民・事業所等の 環境配慮 指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の清掃活動に参加する。 ・自然観察会などの活動に参加する。 ・市内の川に元から生息しない生物（外来魚やペットなど）を放流しない。 ・市内の川に元から生息する生物を大切にする。 ・環境負荷の少ない洗剤を選び、使う量に気をつける。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の清掃活動に参加する。 ・自然観察会などの活動に参加する。 ・一層の水質改善に取り組む。 ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 ・排水基準を守る。 ・有害物質、油類が漏えいしないよう適正に管理する。

⑧ 里山を守り育てるプロジェクト

<p>方針</p>	<p>里山の保全 生物多様性の維持・向上</p>
<p>具体的な 取組</p>	<p>■里山づくりの推進 里山の保全活動、市民等への体験の機会づくりや啓発イベント等を推進します。</p> <p>○良好な里山環境の整備及び生物多様性の保全を図ります。</p> <p>○里山の機能を理解するための情報提供やイベント等を行います。</p> <p>■森林資源の活用促進 森林資源の活用を推進します。</p> <p>○生産森林組合との連携により、森林資源の有効な活用を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>里山自然体験学習</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>里山保全活動</p> </div> </div>
<p>【参考】 市民・事業所等の 環境配慮 指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による里山づくり活動などに参加する。 ・三上山など身近な森に出かけ、自然とふれあう。 ・外来種やペットを放さない。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民による森づくり活動などに参加する。 ・市産材を活用した住宅や事業所の建築・建設を行う。

⑨ びわ湖を守ろうプロジェクト

方針	琵琶湖の保全 生物多様性の維持・向上
具体的な取組	<p>■水環境の保全 琵琶湖の水質浄化を推進するための活動や啓発を推進します。</p> <p>○ヨシ群落を復活させ、水質浄化や湖岸の侵食防止を図ります。 ○琵琶湖環境の保全意識を啓発するための活動を行います。 ○琵琶湖の現状や内湖の機能について調査研究し理解を深めたいえ、さまざまな琵琶湖環境の保全の方策を探ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div data-bbox="434 817 804 1075">  <p>ヨシ苗づくり活動</p> </div> <div data-bbox="804 817 1286 1075">  <p>ヨシ植えイベント</p> </div> </div>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖岸の清掃活動に参加する。 ・湖岸のヨシ群落再生などの活動に参加する。 ・琵琶湖に元から生息しない生物（外来魚やペットなど）を放流しない。 ・琵琶湖に元から生息する生物を大切にする。 ・環境負荷の少ない洗剤を選び、使う量に気をつける。 ・ヨットやカヌーなどで琵琶湖を体験し琵琶湖の環境に関心をもつ。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・湖岸の清掃活動に参加する。 ・湖岸のヨシ群落再生などの活動に参加する。 ・一層の水質改善に取り組む。 ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。

⑩ 環境にやさしい農地の活用プロジェクト

<p>方針</p>	<p>農地の保全 生物多様性の維持・向上</p>
<p>具体的な 取組</p>	<p>■環境保全型農業の推進 生態系への負荷が少なく、人に対しても安全安心な農業を推進します。</p> <p>○環境保全型農業やゆりかご水田など、環境に配慮した農産物を推進します。</p> <p>○エコファーマー農家を紹介し、環境にこだわった農産物を広めます。</p> <p>■有害鳥獣対策 有害鳥獣による農地への侵入防止等に取り組みます。</p> <p>○有害鳥獣の捕獲に取り組み、農産物被害の軽減を図ります。</p>  <p>魚のゆりかご水田 生きもの観察会</p>
<p>【参考】 市民・事業所等の 環境配慮 指針</p>	<p>関連計画 野洲市農業振興計画</p> <p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元産や有機栽培の農作物を購入・利用する。 ・稲わらのすき込みをする。 ・収穫祭などのイベントに参加する。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業においては、農薬や化学肥料の使用をできるだけ抑制する。 ・水田や畑から濁水が流出しないよう気をつける。 ・川の生きものが遡上し、生息できる水路づくり、水田づくりに取り組む。

4.4 基本目標4 環境学習・市民活動関連の重点プロジェクト

⑪ みんなで環境学習プロジェクト

方針	環境学習の推進 学習機会の提供
具体的な取組	<p>■ライフステージに応じた環境学習の充実</p> <p>子どもだけでなくあらゆる世代で、環境に関する意識を高められるよう、関係機関等と連携し、さまざまな環境情報に接することができる体制づくりや、環境学習プログラムの充実を進めます。</p> <p>○生涯にわたり、身近な環境から地球規模の環境まで、広く知識を習得する機会を増やし、市民が自ら環境保全に取り組む意欲の増進を図ります。</p> <p>○市民や事業者が環境学習を行うための、情報の共有化を図ります。</p> <p>○大学などの教育機関と連携し、普及啓発活動、調査研究活動を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">小学校における環境学習</p>
【参考】 市民・事業所等の環境配慮指針	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境イベントや自然体験に参加する。 ・出前講座などに参加し、環境保全について考える。 ・環境にやさしいライフスタイルについて専門家などのアドバイスを受ける。 ・環境保全などについて自分が得た知識を周囲の人に伝える。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境イベント等に出展する。 ・一般市民や従業員向けに環境学習の機会を提供する。 ・市や市民団体等が行う環境学習の取組に協力する。

⑫ 環境活動支援プロジェクト

<p>方針</p>	<p>環境活動団体への支援 普及・啓発の担い手の育成・継承</p>
<p>具体的な 取組</p>	<p>■学びの場の提供や活動情報の発信 地域や団体活動等において環境に関する学習や体験の機会を気軽に行えるよう、場所や学習資材の提供、講師等の紹介、情報発信等を行います。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○クリーンセンターを拠点とし、さまざまな講座や交流を催すことで、普及・啓発を図る担い手の育成に取り組みます。</p> <p>■活動団体・活動指導者と市民とを結びつける体制整備 環境活動に取り組みたい市民が気軽に参加できるよう、活動団体等の情報を発信するとともに、各主体の協働を促すための橋渡しを行います。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○市民（市民団体）や事業所、学校、行政等が各地域で行っている環境活動を広く情報共有・発信し、各団体間の相互交流を促進します。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○異なる分野の重点プロジェクトを有機的につなぎ連携して取組を進めていくため、情報の共有や人材の橋渡し等を行える体制整備を進めます。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○専門家等によるアドバイスの機会を提供できる体制整備を進めます。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>環境に関するフォーラム</p>
<p>【参考】 市民・事業所等の 環境配慮 指針</p>	<p>■市民の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域でどのような環境保全活動が行われているか調べてみる。 ・身近な環境保全活動に参加する。 ・周囲の人を環境保全活動に誘う。 ・環境保全などについて自分が得た知識を周囲の人に伝える。 <p>■事業所等の環境配慮指針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民等の環境保全活動に参加する。 ・一般市民や従業員向けに環境学習、環境保全活動の機会を提供する。 ・商工会や業界団体等を通じて、環境保全活動に関する情報発信、情報共有、人材交流につとめる。 ・市や市民団体等が行う環境学習の取組に協力する。

第5章 計画を推進するために

5.1 進行管理のしくみ

本計画に示した施策やプロジェクトを確実に実行していくため、事業活動などを継続的に改善しながら進めるための基本的な考え方である「PDCA サイクル」＝【計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価(Check)→見直し・改善(Act)】のもとで、年度ごとに進捗状況を環境審議会に報告し、評価を受けながら進行を管理します。

進捗状況は、分野ごとに定めた指標に基づき評価していくこととします。

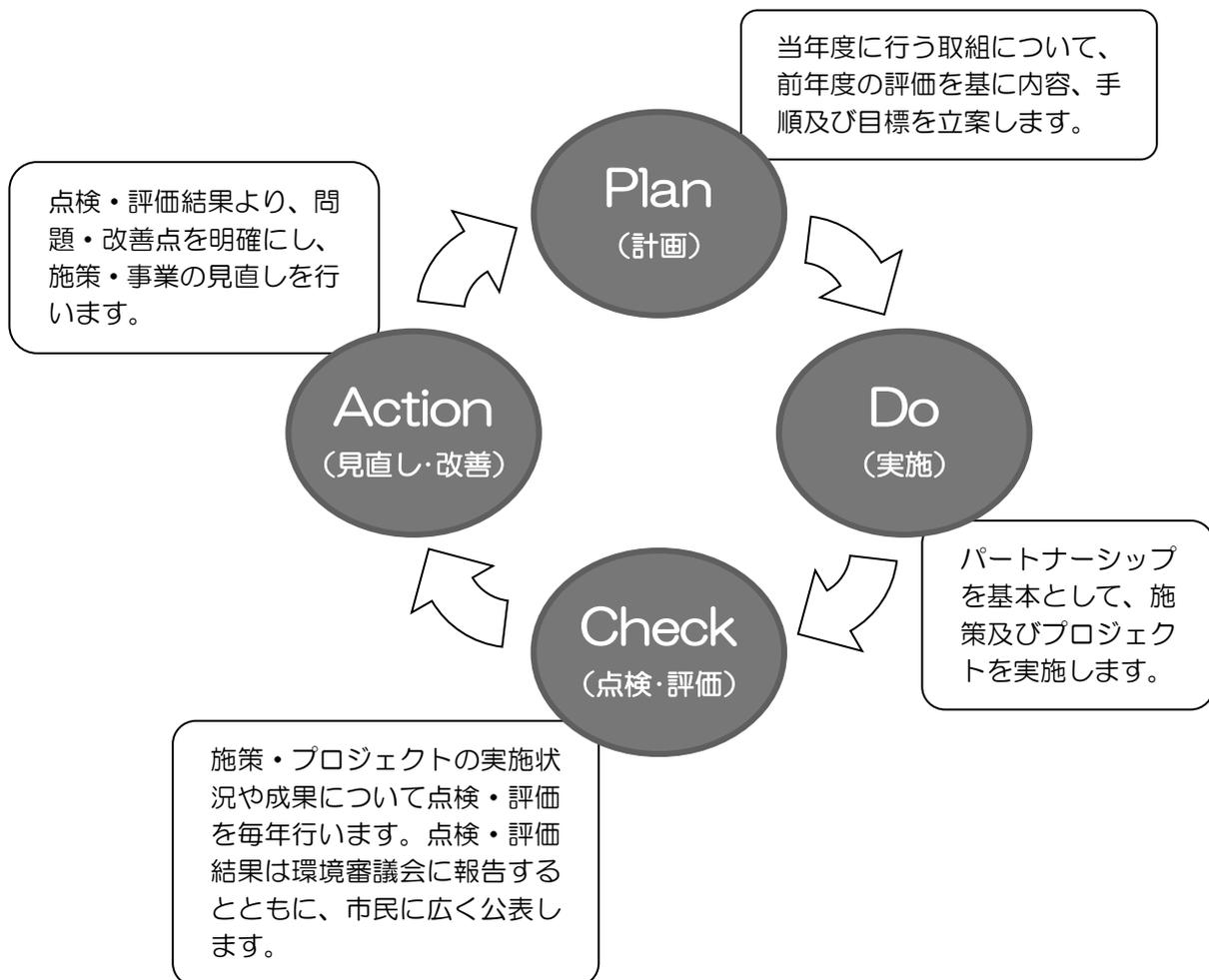


図 5.1.1 PDCA サイクルによる進行管理

5.2 計画の推進体制

本計画は市民、事業者、行政が協働で推進します。特に重点プロジェクトにおいては、広く市民、市民団体、事業者等のパートナーシップによる環境基本計画推進会議「水と緑 安心の野洲（愛称：えこっち・やす）」が主体となって実践していきます。

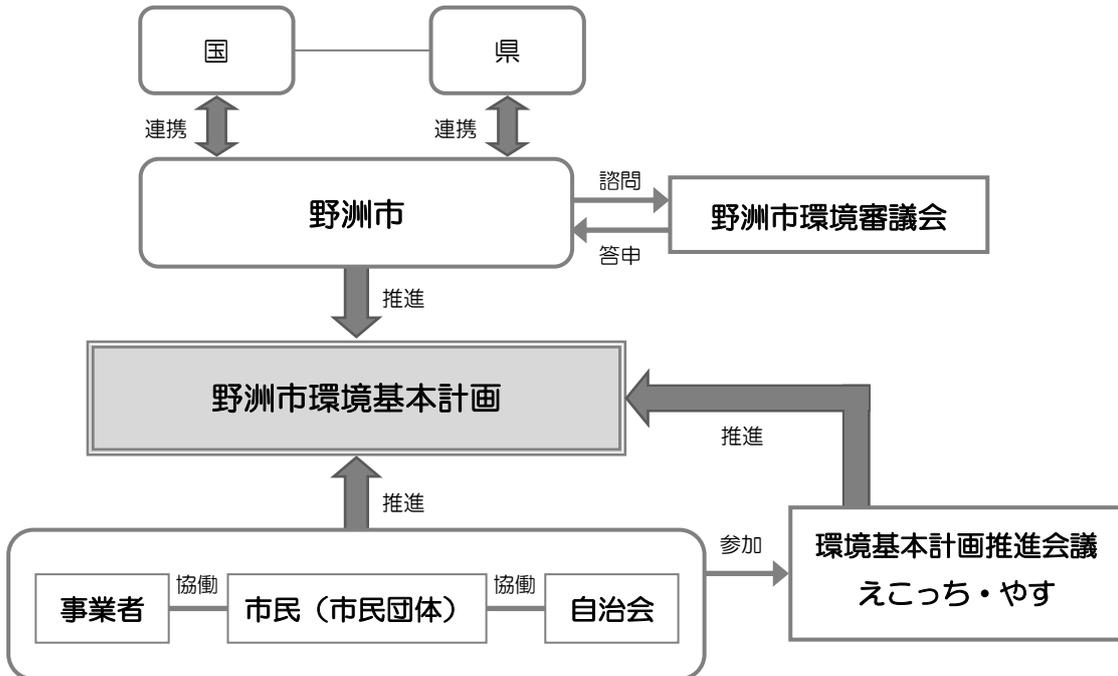


図 5.2.1 計画の推進体制